

第 14 回教育委員会

平成 28 年 7 月 26 日
午 前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

報告第11号

「学校安心ルール」(案)について

報告第 11 号 『学校安心ルール』(案)について

平成 27 年度 第 27 回教育委員会会議において策定し、この間、教育委員協議会で議論をいただいた、『学校安心ルール』(案)～「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』」と「学校等が行う対応」の一覧表～について、平成 28 年 7 月 12 日の教育委員協議会で内容の修正についてご確認いただき、平成 28 年 7 月 13 日、「『学校安心ルール』(案)の周知について」を各小中学校に通知するとともに、別紙の周知用ポスターを配付したので報告する。

『学校安心ルール』（案）

～ 「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と「学校等が行う対応」の一覧表 ～

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行う対応
第1段階	- 授業におくれる - 授業をさぼる	- いやがることを言う - ことばやしぐさでからかう、ひやかす - 無視する - 物をかってに使う	- いやがることを言う - ことばやしぐさでからかう、ひやかす - 無視をして指導を聞かない	- 自分の机等に落書きする - 教室や学校の物をかってに使う - 教室や学校の施設にいたずらをする	- その場で注意 - 別室における個別指導および家庭連絡 - 奉仕活動または学習課題
第2段階	- 授業に関係ない話をする、関係ないことをする、音を立てる、他の子にちょっかいをかけるなど、授業をじゃまする - 授業をさぼり校内でたむろする	- 仲間はずれにする - 悪口、かげ口を言う - こわがるようなことをしたり言ったりする - 物をかくす	- 悪口、かげ口を言う - バカにしたようなことをしたり言ったりする - こわがるようなことをしたり言ったりする	- 教室や学校の物をこわす - 夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による） - カードやゲーム等で賭けごとをする	- 別室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡 - 数日間の奉仕活動または学習課題
第3段階	- 授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業をじゃまする - テストのじゃまをする - カンニングをする - 学校をさぼり地域でたむろする	- おどすようなことをしたり言ったりする - いやがることを無理やりさせる、力づくでする - 押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう - 物をこわす、すてる	- おどすようなことをしたり言ったりする - 押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	- 大規模な器物破損 - 窃盗行為 - メンバーを強要するなどの悪質な賭けごと - 万引き・飲酒・喫煙 - 無免許運転 - 危険物（刃物）の所持 - 違法薬物の所持・使用・販売行為 - 薬物の乱用 - 窃盗行為・痴漢行為 - 放火・強制わいせつ - 強盗	- 一定期間の別室における個別指導および学習指導 - 状況によっては個別指導教室を活用した指導 - 警察へ相談し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第4段階		- 殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう - ケガをさせる - 万引きや他人への暴力を強要する - 金品をうばう、盗む、たかる	- 殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう - ケガをさせる		- 教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導 - 警察へ通報し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第5段階		極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為	極めて重い暴力・傷害行為		警察、こども相談センター、児童自立支援施設等における対応

○第1～5段階については、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」の段階による。

○いかなる段階であっても同様の問題行動を繰り返し、各段階においての対応で解決しない場合は、一段階上の対応を行う。

○「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行うためのもの。

※この「学校安心ルール」（案）の内容は、あくまでも例示であり、生活指導のひとつのめやすとして試行的に運用します。

※「その他 社会のルールとして」の第1～5段階の行為等については、警察など関係機関の判断に基づいて段階を判定し、対応を行うものとする。

※出席停止とは…公立小中学校における出席停止制度は、学校教育法第35条に規定されており、出席停止を命じる児童生徒本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

安全な学校にしよう

いじめ・暴力を

絶対に許さない



vanatchanan © 123RF.com

してはいけないこと・・・たとえば、

A 学習の時に

- ・授業におくれる
- ・授業をさぼる

- ・授業に関係ない話をする、関係ないことをする、音を立てる、他の子にちょっかいをかけるなど、授業をじゃまする
- ・授業をさぼり校内でたむろする

- ・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業をじゃまする
- ・テストのじゃまをする
- ・カンニングをする
- ・学校をさぼり地域でたむろする

B 他の子に対して

- ・いやがることを言う
- ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす
- ・無視する
- ・物をかっけてに使う

- ・仲間はずれにする
- ・悪口、かげ口を言う
- ・こわがるようなことをしたり言ったりする
- ・物をかくす

- ・おどすようなことをしたり言ったりする
- ・いやがることを無理やりさせる、力づくでする
- ・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう
- ・物をこわす、すてる

- ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう
- ・ケガをさせる
- ・万引きや他人への暴力を強要する
- ・金品をうばう、盗む、たかる

C 先生に対して

- ・いやがることを言う
- ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす
- ・無視をして指導を聞かない

- ・悪口、かげ口を言う
- ・バカにしたようなことをしたり言ったりする
- ・こわがるようなことをしたり言ったりする

- ・おどすようなことをしたり言ったりする
- ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう

- ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう
- ・ケガをさせる

D その他のルールとして

- ・自分の机等に落書きする
- ・教室や学校の物をかっけてに使う
- ・教室や学校の施設にいたずらをする

- ・教室や学校の物をこわす
- ・夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による）
- ・カードやゲームなどで賭けごとをする

- ・大規模な器物破損
- ・危険物（刃物）の所持
- ・その他、社会のルールに反すること